

田子の浦港のにぎわい空間内キッチンカー（移動販売車）出店者の許可基準を定める要項

1 目的

田子の浦港のにぎわい空間（漁網倉庫跡地）において、更なるにぎわい創出や新たに設置する飲食施設の需要を確認する取組として、期間限定でキッチンカー出店者を募集するため、出店者の許可基準を定める。

2 出店場所

設置場所：田子の浦港のにぎわい空間（富士市前田字浜地 894 番地の 7）

※芝生内への販売車の乗り入れは避けること。

3 販売品目

空間利用者の利便性の向上及び休憩所の提供に寄与することができる飲食物等。
（酒類を除く）

4 出店申込資格と制限

(1) 出店申込資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り申込みをすることができる。

- ア キッチンカー（移動販売車）1 台ごとに出店承認を受けること。
- イ 公的機関の発行する市内にて有効な営業許可証を有すること。
- ウ 営業許可証に記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業であること。
- エ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者であること。
- オ 出店期間の始期において営業許可証の期限が有効であること。
- カ 過去 3 年以内に同種の業務の実績を有している者であること。
- キ 保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者。
- ク 生産物賠償責任保険（PL 保険）等に加入していること。

(2) 出店申込制限

次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

- ア 過去 3 年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。
- イ 国税及び地方税を滞納している者。
- ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員等（暴力団員法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう）
- エ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。
- オ 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者。
- カ 法律行為を行う能力を有しない者。
- キ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく

不健全であると認められる者。

ク 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者である者。

5 出店申込手続きから出店開始までの流れ

(1) 出店申込手続き

本要項「6 出店申込み手続き(1)」に指定する書類を提出すること。

(2) 審査・承認

申込書類を基に出店が適当な者か審査し承認する。

(3) 承認通知書交付

承認を受けた者に対して承認通知書を交付する。

(4) 出店開始

出店後、報告書（様式3）を1週間以内に提出すること。

6 出店申込手続き

(1) 提出書類

ア 出店申込書（様式1）

イ 営業許可証一式の写し

ウ 食品衛生責任者の写し

エ 法人登記簿謄本又は住民票（3ヵ月以内のもの）

オ 完納証明書又は納税証明書等の未納がないことの証明

カ 生産物賠償責任保険（PL保険）証書の写し

キ 誓約書（様式2）

ク 販売車写真画像（車幅、全長を記入）

ケ 出店代表者・従事者全員の運転免許証等の写し（警察署への照会）

※申込書類等の提出は持参するものとし、郵送による受付は認めない。

※提出書類に変更が生じた場合は、速やかにその旨を報告すること。

(2) 募集期間

令和8年5月20日（水）から令和8年10月4日（日）まで

※申込期限は同年8月31日（月）まで

(3) 営業時間

午前10時から午後4時まで

※協議により午前10時以前及び午後4時以降の営業も可能

(4) 受付場所

〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地

富士市産業交流部産業政策課（富士市役所 5階南側）

電話 0545-51-0123 FAX 0545-55-2816

E-mail sa-sangyou@div.city.shizuoka.jp

※提出書類をその場で確認するため、必ず事前連絡してから持参すること。

7 審査・承認

(1) 出店承認について

販売品目・営業方法等については本市の指示に従っていただく必要があるため、本要項を十分に御理解のうえ申込みすること。

(2) 出店期間について

出店の期間は、出店承認された日から令和8年10月4日までとする。

(3) 出店における負担について

店舗等営業のために必要なすべての費用は出店事業者の負担とし、配置等を事前に本市と協議すること。

また、必要な資機材については、出店事業者で用意すること。

(4) 承認通知書交付

申込みを受理し、審査の結果、条件を満たした者に承認通知書を交付する。

8 使用料

この募集要項で定めたキッチンカー（移動販売車）の出店については、更なるにぎわい創出や新たに設置する飲食施設の需要を確認する取組として、期間限定で実施するものであるため、出店における使用料は無料とする。

9 出店時の注意事項

(1) キッチンカー（移動販売車）設置スペースは禁煙とすること。

(2) 法令が定める申請・届出や、必要な資格者の設置は、出店者の責任と負担で実施すること。

(3) 設置スペースは常に清潔に保ち、清掃や廃棄物処理に係る費用は、出店者の責任と負担で実施すること。

(4) 出店者は、キッチンカー付近にゴミ箱を設置することとし、その設置費用及び清掃や廃棄物処理に係る費用は、出店者の責任と負担で実施すること。

(5) 酒類、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び本市が不適当と判断したものは販売できない。

(6) 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること。

(7) 来園者が滞在できるよう出店時にイス・テーブル等の設置を認める。

(8) 地震、津波等の天災、火災、洪水、疫病、暴動、警報発令時等においては、本市の指示に従うこと。

10 承認の取消

(1) 出店者が公序良俗に反する使用をした場合には、使用許可を取り消すことができるものとする。

(2) その他、本市が出店を不適当と判断した場合は、出店者と協議を行い、改善が認められない場合は使用許可を取り消すことができるものとする。

(3) 出店者が許可の取消しを受けた場合において、出店者に損害が生じても、本市

は一切その責めを負わない。

11 原状回復

使用期間が満了したとき、または許可が取り消されたときは、出店者の負担により、本市が指定する期日までに使用箇所を現状に回復すること。

12 出店報告

出店終了後、1週間以内に、来店者数及び売上、販売品目の上位3品目について、報告書（様式3）に記入して報告をすること。

13 損害賠償

- (1) 出店者はその責めに帰する理由により、にぎわい空間の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこと。
- (2) 出店者は、出店場所の使用に当たり、本市または第三者に損害を与えた時は、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければならない。
- (3) 移動販売の実施に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害を生じても、本市はその責めを負わない。

14 定めのない事項等の処理

本要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、本市と出店者の協議の上処理するものとする。

15 要項の変更等について

運営上の事情等により、本要項を予告なく変更・改定・廃止する場合がある。

附則

この要項は令和8年5月20日から施行する。